

参議院議員通常選挙 投票用紙等の請求手続について

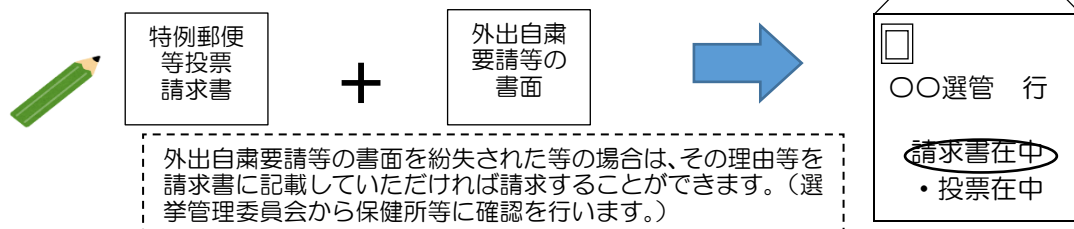
- ① 特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示は、点線で切り取り、市販の封筒に貼り付けて使用してください。

- ② 一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



- ③ 請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入してください。



- ④ 請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにジッパー等が付いた透明のケース、袋等に封入し、表面にアルコール消毒液を吹きかけて拭き取る等により消毒してください。

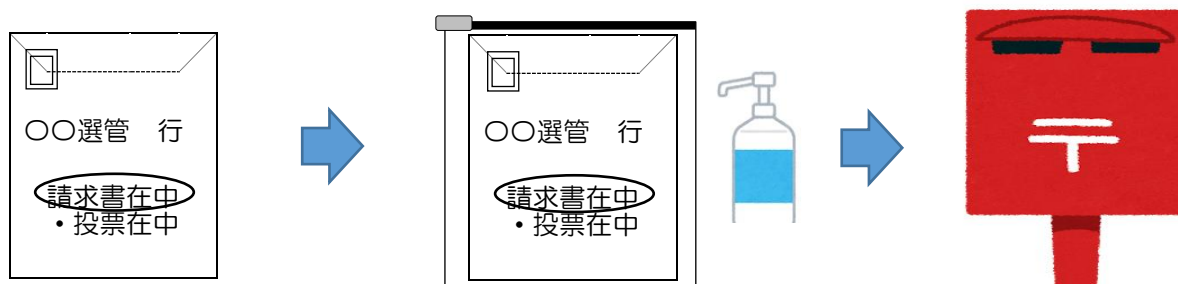
※ 消毒しやすいよう、透明のケース、袋等への封入にご協力をお願いします。ジッパー等が付いた透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケースや袋に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。

- ⑤ 同居人、知人等（患者ではない方）に投函を依頼してください。

※ 同居している方へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください。投函する方は、忘れず速やかに投函してください。

※ 同居している方等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするともに、マスク着用を（そのうえでできる限り、清潔な使い捨てのビニール手袋の着用も）お願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投函することは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています。上記感染防止対策にご協力をお願いいたします。（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）



料金受取人払郵便



差出有効期間
令和5年3月31日
まで

3 6 9 - 1 3 9 2

速達

第一種郵便物 定形外

(受取人)

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

長瀬町選挙管理委員会 行

請求書在中 投票在中

この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の防止に努めてください。

特例郵便等投票請求書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第3条第1項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和4年 月 日

(宛先) 飯能市選挙管理委員会委員長

1 請求者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名 (署名)					
	住所	〒 —				
	連絡先	電話番号	()			
メールアドレス						
2 現在する場所 (投票用紙等送付先)	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> 住所以外 (以下に記載) 〒 —					
3 提示 (同封) する文書	<p>(1) 外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 (次の①～③のいずれかを選択)</p> <p><input type="checkbox"/> ① 感染症法による外出自粛要請に係る書面 <input type="checkbox"/> ② 検疫法による外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 <input type="checkbox"/> ③ 上記の書面の提示 (同封) をすることができない旨申し出ます。また、上記の書面に記載されるべき事項について、(b)に記載された機関に飯能市選挙管理委員会が確認し、情報の提供を受けることについて同意します。</p> <p>(次の(a)及び(b)を記入)</p> <p>(a)理由 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請又は隔離・停留の措置を受けたが、書面を交付されていないため <input type="checkbox"/> 交付された書面を紛失したため <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>(b)保健所又は検疫所の名称 ()</p> <p>(2) その他の文書 (該当する場合のみ選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 在外選挙人証 (在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合) <input type="checkbox"/> 選挙人名簿登録証明書 (選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合) <input type="checkbox"/> 南極選挙人証 (南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合)</p>					

備考

- 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所以外の場合は所在地を明確に書いてください。
- 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置 (特例法第2条第1号の外出自粛要請又は同条第2号の隔離・停留の措置) に係る書面 (次のいずれかの書面) を提示 (同封) してください (当該書面は、投票用紙等と併せて返送します。)
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面 (同法施行規則第23条の4第1項)
 - イ 検疫法による外出自粛要請 (同法第14条第1項第3号) に係る書面 (同法施行規則第4条の3)
 - ウ 検疫法による隔離・停留の措置 (同法第14条第1項第1号又は第2号) により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する書面
 - エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面 (同法第18条第1項)
- 特別の事情により備考3の書面の提示 (同封) をすることができない場合 (特例法第3条第2項ただし書) は、表中3③にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
- 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合は在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証をそれぞれ提示 (同封) し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
- この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。

この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の防止に努めてください。

特例郵便等投票請求書

記載例

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第3条第1項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和4年 月 日

(宛先) 飯能市選挙管理委員会委員長

1 請求者	フリガナ	ナガトロ タロウ
	氏名 (署名)	長瀬 太郎
	住所	〒 369 - 1392 長瀬町大字本野上1035-1
	電話番号	090 (1234) ●●●●
連絡先	メールアドレス	senkyo@sample.xx.jp
2 現在する場所 (投票用紙等送付先)	<input checked="" type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> 住所以外 (以下に記載) 〒 -	
	外出自粛要請又は隔離・停留の措置	<input type="checkbox"/> ① 感染症法による外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 <input type="checkbox"/> ② 検疫法による外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 上記の書面の提示 (同封) をすることができない旨申し出ます。また、上記の書面に記載されるべき事項について、(b)に記載された機関に飯能市選挙管理委員会が確認し、情報の提供を受けることについて同意します。
3 提示 (同封) する文書	外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面の提示をすることができない特別な事情がある場合の申出	(次の(a)及び(b)を記入) (a)理由 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請又は隔離・停留の措置を受けたが、書面を交付されていないため <input checked="" type="checkbox"/> 交付された書面を紛失したため <input type="checkbox"/> その他 () (b)保健所又は検疫所の名称 (●●保健所)
		(2) その他の文書 (該当する場合のみ選択) <input checked="" type="checkbox"/> 在外選挙人証 (在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合) <input type="checkbox"/> 選挙人名簿登録証明書 (選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合) <input type="checkbox"/> 南極選挙人証 (南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合)

必ず自分で記載 (自筆) してください。

連絡の取れる電話番号を必ず記載してください。

メールアドレスを持っていけば記載してください。

書面の提示ができない場合は③を選択し、理由及び要請等があった保健所又は検疫所の名称を記載してください。(飯能市選挙管理委員会が保健所等へ照会することにより情報提供を受けることについて同意があることが前提です。)

備考

- 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されます。
- 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 (次のいずれかの書面) を提示 (同封) してください。
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「感染症法」という。) 第15条第1項第1号イに定める書面 (同法第15条第1項第1号イ)
 - イ 検疫法による外出自粛要請 (同法第14条第1項第3号) に係る書面 (同法施行規則第4条の3)
 - ウ 検疫法による隔離・停留の措置 (同法第14条第1項第1号又は第2号) により宿泊施設内に收容されている者であることを検疫所長が証する書面
 - エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面 (同法第18条第1項)
- 特別な事情により備考3の書面の提示 (同封) をすることができない場合 (特例法第3条第2項ただし書) は、表中3③にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
- 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合は在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証をそれぞれ提示 (同封) し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
- この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。

在外選挙人名簿に登録されている場合は、こちらに“✓”をして、必ず在外選挙人証を同封してください。他の登録による場合も、同様に記入し、該当する証明書等を同封してください。